

〔報告書〕

件名	令和6年度愛媛県ひきこもり支援関係機関連絡協議会
日時	令和7年2月10日(月) 10:00~11:30
方法	オンライン開催 (Zoom ミーティング)
出席者	13機関16名、構成員以外35名(別紙出席者名簿のとおり)
事務局	6名(別紙出席者名簿のとおり)

協議内容

議事1「国の動向と県の取組み」

(1) ひきこもり支援推進事業における国の動向

報告：愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

使用資料：資料1

1 ひきこもり支援施策の全体像

・国が示すひきこもり支援の全体像は、より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築することとされている。本県では、すべての市町の相談窓口が明確化された。

・市町村域における段階的な支援は、「ひきこもりサポート事業」、「ひきこもり支援ステーション事業」の実施、「ひきこもり地域支援センター」の設置と、段階的な事業の実施を目指している。

・また、市町村域の支援内容の充実を図るため、ひきこもり相談窓口の明確化や、市町村プラットフォームを設置することが求められている。

2 ひきこもり支援に関わる支援ハンドブックについて

・厚生労働省は、ひきこもり状態にある本人やその家族への支援について、基礎自治体(市区町村)による支援体制の構築を進めているが、8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯の顕在化や、NPO法人等の多様な支援主体の参画など、ひきこもり支援の状況が大きく変化したため、令和7年1月に新たな指針として「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を策定した。活用について周知いただきたい。

(2) ひきこもり支援推進事業における県の取組み

報告：愛媛県心と体の健康センター ひきこもり相談室

使用資料：資料2

1 ひきこもり支援推進事業について

・平成23年度に、当センターに『ひきこもり相談室』を設置し、原則として18歳以上のひきこもり状態にある本人及び家族の支援を行っている。支援活動は、相談支援事業、支援体制連携強化事業、普及啓発・研修事業、技術支援の4つの項目を、国の「ひきこもり支援推進事業」を活用しているほか、精神保健福祉センターの業務でもある『人材育成(研修)、技術援助』と併せて実施している。

①令和5年度事業

・実績は資料のとおり

②令和6年度事業

・実績は資料のとおり

2 令和5年度の「ひきこもり相談室」の相談者の状況について

・実績は資料のとおり

ひきこもり相談室だけで支援できない事例については、関係機関にも協力いただいている。今後も、複雑なケースや緊急性の高いケースが増えていくことが予想されるため、市町プラットフォーム等のネットワークを活用した支援体制の構築が進むよう相談事例や現状を共有しながら、ひきこもり支援の充実に努めたい。

(3) 市町プラットフォームを活用した支援について

報告：愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課

使用資料：資料3

・市町プラットフォームは、就職氷河期世代への支援のため、厚生労働省が策定した「厚生労

協議内容	<p>働省就職氷河期世代活躍支援プラン」により設置された。</p> <ul style="list-style-type: none">・市町プラットフォームの支援対象は、「社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方」とされ、ひきこもり状態の方や生活困窮者等を支援対象としている。・支援対象者一人一人の事情や状態に応じて、就労支援だけでなく、保健・福祉的な支援を必要としている方の個別課題の解決に向けた、関係機関・団体等による支援ネットワークを構築することで、地域資源の活用や支援対象者のニーズを把握し、適切な支援へと繋げることを目的とし、都道府県プラットフォームとの連携を図ることとなっている。
------	---